

## 7. 帰俗願

僧侶が、帰俗しようとするときは、総局の許可を得なければなりません。

[僧侶規程11]

総局は、帰俗の許可を与えたときは、度牒を返納させ、僧籍台帳の登録を抹消します。

[僧侶規程12①]

(1) 申請者 本人が、実印にて申請します。

[註] 申請時において改姓名している場合は、『改姓（名）届』を同時に提出します。

(2) 添付書類

① 度牒 [僧侶規程12①]

[註] 度牒を紛失している場合は、『度牒再交付申請書』を同時に提出します。

② 印鑑登録証明書

(3) 衆徒が帰俗しようとする場合において、住職（住職代務）が不在の時には、先に住職または住職代務の任命手続をおとりください。

(4) 住職本人が帰俗しようとするときは、後任の住職又は住職代務の任命手続をし、住職を退任した後に申請します。

[註] 解散する寺院又は吸収合併により吸収される寺院の住職に限り、住職の職分のまま帰俗の申請ができます。